

# 雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

天

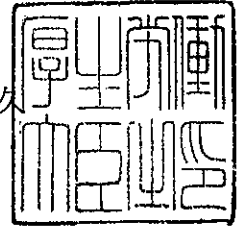
厚生労働省発職0328第1号

平成26年3月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 就業促進定着手当の創設

一 安定した職業に就き、再就職手当の支給を受けた者であつて、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六月以上雇用されるものうち、再就職後六箇月間に支払われた賃金を法第十条七条に規定する賃金とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下「みなし賃金日額」という。）が当該再就職手当に係る基本手当日額の算定基礎となった賃金日額（以下「算定基礎賃金日額」という。）を下回つた者に対して、算定基礎賃金日額からみなし賃金日額を減じて得た額に、再就職後六箇月間の雇用された期間のうち賃金の支払の基礎となつた日数を乗じて得た額を支給するものとする。

二 就業促進定着手当の支給を受けようとする受給資格者は、就業促進定着手当支給申請書に、受給資格者証並びに再就職後六箇月間の賃金の額及び就業日数を証明する書類を添えて、当該受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に提出しなければならないものとする。

## 第二 教育訓練給付金の改正

一 雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を受け、修了した場合及び専門実践教育訓練を受けている場合であつて、その受講状況が適切である旨が当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明されるときに、教育訓練給付金を支給するものとする。

二 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の給付率は、(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じて、当該(一)及び(二)に定める給付率とするものとする。

(一) 支給要件期間が十年（教育訓練給付金の支給を受けたことがない者にあつては二年）以上であつて専門実践教育訓練を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含み、(二)に掲げる者を除く。） 百分の四十

(二) 支給要件期間が十年（教育訓練給付金の支給を受けたことがない者にあつては二年）以上であつて専門実践教育訓練を受け、修了した者のうち、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、

当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して一年以内に一般被保険者として雇用された者（一年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長が定める者を含む。）又は雇用されている者 百分の六十

三 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給上限額は、(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じて、当該

(一)及び(二)に定める額とするものとする。

(一) 二の(一)に掲げる者 九十六万円（二の連続した支給単位期間（専門実践教育訓練を受けている期間を当該専門実践教育訓練を開始した日から六箇月ごとに区分した場合における一の期間をいう。第二において同じ。）（支給単位期間が連続して二ないときは一の支給単位期間）に支給する額は三十二万円を限度とする。）

(二) 二の(二)に掲げる者 百四十四万円（二の連続した支給単位期間（支給単位期間が連続して二ないときは一の支給単位期間）に支給する額は四十八万円を限度とする。）

四 雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（専門実践教育訓練を除く。）に係る教育訓練給付金を受ける者については当該教育訓練を開

始する日前三年内、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受ける者については当該教育訓練を開始する日前十年内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は支給しない。

五 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続は次のようにするものとする。

(一) 教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者

(以下「専門実践教育訓練受講予定者」という。)は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にキャリア・コンサルタントが職業能力の開発及び向上に関する事項についてキャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書面(当該専門実践教育訓練受講予定者を雇用する事業主が受講を承認した場合は、その旨を証明する書類)及び本人であることを確認することができる書類等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出し、管轄公共職業安定所の長は専門実践教育訓練受講予定者が専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受ける資格を有すると認めるときは、支給申請を行うべき期間等を通知するものとする。

(二) 教育訓練給付対象者は、イ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める支給申請手続を行うものとする。

イ 二の(一)に掲げる者 支給単位期間ごとの支給申請を行うべき期間内に、教育訓練給付金支給申請書に受講証明書（専門実践教育訓練を修了した場合にあつては、専門実践教育訓練修了証明書）、支給単位期間において受講のために支払った費用の額を証明することができる書類並びに教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

ロ 二の(二)に掲げる者 支給申請を行うべき期間内に、教育訓練給付金支給申請書に受講のために支払った費用の総額を証明することができる書類、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明並びに教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

六 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金については、(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)及び(二)に定める支給を行うものとする。

(一) 二の(一)に掲げる者 管轄公共職業安定所の長は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定した日の翌日から起算して七日以内に、支給単位期間について支給するものとする。

(二) 二の(二)に掲げる者 管轄公共職業安定所の長は、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定した日の翌日から起算して七日以内に、当該専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の総額に係る教育訓練給付金の額から、既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

### 第三 教育訓練支援給付金の創設

一 教育訓練支援給付金の支給対象者は、法附則第十一条の二第一項前段に規定する者であつて、第二の二の(一)に掲げる者のうち、これまで教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者(専門実践教育訓練の修了が見込まれない者等を除く。)とすること。

二 教育訓練支援給付金の受給資格の決定については、次のようにするものとする。

(一) 教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者(以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。)

は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前(以下「提出期限日」という。)まで(提出期限日後に一般被保険者でなくなった教育訓練支援給付金受給予定者については一般被保険者でなくなった



日の翌日から一箇月経過する日まで）に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、離職票、本人であることを確認できる書類等を添えて管轄公共職業安定所に提出し、管轄公共職業安定所の長は、教育訓練支援給付金受給予定者が教育訓練支援給付金を受けると認めたときは、当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日等を当該教育訓練支援給付金受給予定者に知らせるものとする。

(二) 教育訓練支援給付金は支給単位期間（専門実践教育訓練を開始した日又は受給資格の決定を受けた日から二箇月ごとに区分した一の期間）ごとに支給するものとし、一支給単位期間ごとの教育訓練支援給付金の額は、賃金日額に百分の五十から百分の八十までの範囲で定める一定割合を乗じて得た額に百分の五十を乗じて得た額に支給単位期間において失業の認定を受けた日数を乗じて得た額とする。

三 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定については、教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者が、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日に、教育訓練支援給付金受講証明書に、教育訓練給付金受給資格者証を添えて提出しなければならないものとする。

#### 第四 その他

##### 一 特定受給資格者の範囲の改正

基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、賃金の額を三で除して得た額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き二月以上又は離職の日の属する月の前六月のうちいずれか三月以上となったこと、離職前六箇月のうちいずれかの月において百時間を超える時間外労働が行われたこと等を規定するものとする。

##### 二 育児休業給付金の支給対象となる休業範囲の改正

育児休業給付金の支給単位期間において認められる就業の日数について、十日以下に限るものとする。ただし、十日を超える場合にあっては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八時間以下である場合に限るものとする。

##### 三 常用就職支度手当に関する暫定措置の延長

常用就職支度手当に関する暫定措置を平成二十九年三月三十一日まで延長するものとする。

##### 四 事務の委嘱に関する暫定措置の創設

基本手当に関する事務について、当分の間、就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であつて、職業安定局長が定めるものが当該事務を行うことができるものとする。

#### 五 給付日数の延長に関する暫定措置に係る基準の改正

(一) 公共職業安定所長が就職が困難な者であると認めるための法附則第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める基準について、離職日に四十五歳未満である者にあつては、離職又は転職を余儀なくされ、安定した職業に就いた経験が少ないこととするものとする。

(二) 厚生労働大臣が雇用機会が不足していると認められる地域を指定するための法附則第五条第一項第一号口の厚生労働省令で定める基準を、平成二十一年一月時点の全国の雇用情勢とするものとする。

#### 六 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

#### 第五 附則

一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。ただし、第四の三及び五について

は公布の日、第四の四については平成二十六年七月一日、第二、第三及び第四の二については平成二十六年十月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。